

別記様式第2号（第9条関係）

その1	
営 業 の 方 法	
営業所の名称	ゲームセンター〇〇
営業所の所在地	神戸市〇〇区〇〇町4丁目5番6号
風俗営業の種別	法第2条第1項第5号の営業
営 業 時 間	<p>午前 午前 10時00分から 11時00分まで</p> <p>午後 午後</p> <p>ただし、 の日にあつては、</p> <p>午前 時 分から 午前 時 分まで</p> <p>午後 午後</p>
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所の出入口のドア付近の柱の高さ1メートルの部分に、長さ70センチメートル、幅20センチメートルの白色プラスチック板に黒色で「午後6時以降、16歳未満の者（保護者が同伴する場合を除く。）、午後10時以降、18歳未満の者立入禁止」と記入したものを貼付する。
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	① 場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 営業所内に自動販売機を設置し、コーヒー、ジュース、茶類等を提供する。
酒 類 の 提 供	① る ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	① る ②しない
	① 場合：当該兼業する営業の内容

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)	
料 金	テレビゲーム1プレイ〇〇円、プライスゲーム1プレイ〇〇円、メダル〇〇枚で〇〇円
料金の表示方法	テレビゲーム機、プライスゲーム機の料金投入口及び案内カウンター、メダル貸し機等の客の見やすいところに「1プレイ〇〇円」「メダル〇〇枚〇〇円」と表示する。
18歳未満の者を客として立ち入らせること	① る <input checked="" type="checkbox"/> ② しない
	<p>① 場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）</p> <p>営業所の出入口、営業所の案内カウンター等客の見やすいところに条例により立入りが制限されている年齢、時間及び内容を表示するとともに、場内アナウンスにより周知する。また、18歳未満の者の立入りが禁止された時間帯には必要に応じて身分証明書等による年齢確認を行い、18歳未満の者は退場して頂く。</p>